

24み監査第 119 号
平成25年 3月15日

| | |
|--------------|-------|
| みよし市長 | 久野知英様 |
| みよし市議会議長 | 伊藤邦洋様 |
| みよし市教育委員会委員長 | 佐堀守秀様 |

| | |
|----------|------|
| みよし市監査委員 | 倉本繁八 |
| 同 | 近藤義広 |

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）
地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八
近藤義広

第2 監査の種類

財政援助団体監査（補助金交付）

第3 監査の概要

1. 監査の実施期間

平成24年10月10日から平成25年1月28日まで

2. 監査の対象とした団体

| 財政援助団体 | 市所管部局 |
|--------------------|-----------|
| 社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会 | 健康福祉部 福祉課 |

3. 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成24年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

(2) 対象補助金及び交付決定額

みよし市社会福祉協議会運営事業補助金 54,466,000 円

4. 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金交付の公益上の必要性は十分にあるか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び社会福祉法人みよし市社会福祉協議会補助金交付要綱に定める交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地に調査し、監査を実施しました。

第4 監査の結果

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会は、本市の社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の増進を図ることを目的として、昭和55年11月27日に設立されています。主な事業内容は、社会福祉事業の企画実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社

会福祉活動への参加支援等であり、ホームヘルパー２級講座、地域予防教室、いきいきスクールなど、地域に密着した多くの事業を実施しています。

監査では、補助金の申請書類、平成２４年度事業計画、平成２４年度当初予算見積書、法人運営事業の支払調書、定款、決裁規程、財産目録、固定資産管理台帳等を確認しました。その結果、監査の対象とした補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及び社会福祉法人みよし市社会福祉協議会補助金交付要綱に規定する補助金の交付条件に従って、団体の定款を始め経理規程等の諸規程、社会福祉法人会計基準等に基づき、概ね適正に執行され、会計経理も適正に処理されていると認められました。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八
近藤義広

第2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第3 監査の概要

1. 監査の実施期間

平成24年10月10日から平成25年1月28日まで

2. 監査の対象

| 指定管理者 | 管理施設 | 市所管部局 |
|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会 | みよし市福祉センター | 健康福祉部 高齢福祉課 |
| ホームメックスグループ 共同企業体 | みよし市勤労文化会館・ふ るさと会館 | 教育委員会 教育部 教育行政課 |

3. 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成24年度公の施設の指定管理事務

(2) 対象施設及び指定管理料

- ① みよし市福祉センター 9,581,000 円
② みよし市勤労文化会館・ふるさと会館 132,164,000 円

4. 監査の着眼点及び実施方法

対象施設が、基本協定書及び年度協定書に従って適正に管理運営されているかを主眼として、以下の事項に着眼し、関係者の説明を聴取するなど実地に調査し、監査を実施しました。

(1) 所管部局における着眼点

- ①対象施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
②協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
③事業報告書の点検は適切になされているか。
④指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者における着眼点

- ①対象施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

- ②協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③利用促進のための努力はなされているか。

第4 監査の結果

1. 社会福祉法人社会福祉協議会

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会は、みよし市福祉センターの管理運営を行うため、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間の指定管理者に指定されています。主な事業内容は、市条例、規則に基づき施設の利用許可、利用料金の徴収・還付、施設の維持管理など、施設の管理運営に関する業務を遂行しています。また、地域福祉の増進を図るため、地域に密着した自主事業や、高校生、大学生の実習の受け入れなど、さまざまな活動を実施しています。

監査では、先に示した着眼点に従って事業計画書、施設の管理業務委託書類、業務報告書、定款、決裁規程、財産目録、固定資産管理台帳等の確認を行いました。その結果、みよし市福祉センターの指定管理については、地方自治法第244条の2及びみよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく手続等を経ており、各基本協定書、年度協定書等に基づき、施設の管理運営及びその他の関連事務は、概ね適正であると認められました。

2. ホーメックスグループ共同企業体

ホーメックスグループ共同企業体は、ホーメックス株式会社、有限会社アトラス、有限会社デンベルの3つの企業で構成され、平成21年8月20日に設立されています。本共同企業体は、みよし市勤労文化会館及びふるさと会館の管理運営を行うため、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間の指定管理者に指定されています。主な事業内容は、市条例、規則に基づく施設の利用許可、利用料金の徴収・還付、施設の維持管理など、施設の管理運営に関する業務と、自主文化事業の実施及び文化振興の支援等で、特に自主文化事業ではサンアートスプリング・オータムフェスティバル、ロビーコンサート、サンアート探検隊など多くの催しを開催し、稼働率の向上に向けての努力がされています。

監査では、先に示した着眼点に従って、事業計画書、報告書、法定点検報告書、利用許可証の控、入金確認済み書類等の確認を行いました。その結果、みよし市勤労文化会館・ふるさと会館の指定管理については、地方自治法第244条の2及びみよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく手続等を経ており、各基本協定書、年度協定書等に基づき、施設の管理運営及びその他の関連事務は、概ね適正であると認められました。